十の二　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務
［十一・十二　略］
十二の二　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第二項第三号に規定する古物競りあっせん業（自動車（その部分品を含む。）に係るものに限る。）
［十三・十三の二　略］
十三の三　電子決済等代行業（銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。）に係る業務
［十四～十六　略］
十七　金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあっては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務
十八　［略］
十九　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資顧問業
［二十・二十一　略］
二十二　資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの前払式支払手段を販売する業務
二十三　［略］
二十四　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務
［イ～ニ　略］
ホ　イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。
二十五　［略］
二十六　投資助言業務又は投資一任契約（暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務
二十六の二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第十七号及び前二号に該当するものを除く。）
［二十六の三～三十三の二　略］
三十三の三　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業
三十四　［略］
三十四の二　農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第四十一号に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第十一条の五第二項に規定する信用事業（同号に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に該当するものを除く。）の代理又は媒介

十の二　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項（定義）に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務
［十一・十二　同上］
十二の二　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第二項第三号（定義）に規定する古物競りあっせん業（自動車（その部分品を含む。）に係るものに限る。）
［十三・十三の二　同上］
十三の三　電子決済等代行業（銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。）に係る業務
［十四～十六　同上］
十七　金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号（定義）に掲げる行為（同号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務
十八　［同上］
十九　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項（定義）に規定する商品投資顧問業
［二十・二十一　同上］
二十二　資金決済に関する法律第三条第四項（定義）に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの前払式支払手段を販売する業務
二十三　［同上］
二十四　［同上］
［イ～ニ　同上］
ホ　イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。
二十五　［同上］
二十六　投資助言業務又は投資一任契約（暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務
二十六の二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号まで（特定資産の範囲）に掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第十七号及び前二号に該当するものを除く。）
［二十六の三～三十三の二　同上］
三十三の三　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項（電子債権記録業を営む者の指定）に規定する電子債権記録業
三十四　［同上］
三十四の二　農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項（事業）に規定する信用事業（第四十一号に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第十一条の五第二項（信用事業規程）に規定する信用事業（同号に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に該当するものを除く。）の代理又は媒介